

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

- ◇ 告示 保険薬局の辞退
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 家畜の肝てつ検査等の実施
- 牛のブルセラ病検査等の実施
- 漁港管理者の指定の取消しについての公聴会の開催(二件)
- 漁業共済に係る共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 土地改良事業変更計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可(三件)
- 国有財産の用途廃止(五件)
- 都市計画事業の変更の認可
- 建築基準法による道路の位置の指定

解除予定の保安林

- ◇ 選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則
- ◇ 選管告示 鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関する意見の聴取
- ◇ 公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

- ◇ 公安告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇ 公告 収用委員会の公開審理の開催

土地収用法による収用の裁決手続の開始の決定

告示

鳥取県告示第百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第一項の規定に基づき、次のとおり保険薬局の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	辞退の効力発生日
角尾薬局	鳥取市賀露町一〇四七	昭和五十年三月十八日

鳥取県告示第二百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国医第一、九三二号	石 川 高 司	昭和五十年二月七日
一、九三三号	遠 藤 哲	〃
一、九三四号	岡 成 寛	〃
一、九三五号	楯 野 恭 久	〃
一、九三六号	門 原 温 子	〃
一、九三七号	川 井 進	〃
一、九三八号	崎 村 恭 也	〃
一、九三九号	浜 田 明	〃
一、九四〇号	丸 野 世 志 子	〃

鳥取県告示第二百一号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査、牛肺虫検査、ピロプラズマ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査及びだに駆除を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛、鶏及びみつばちの所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、九四一号	片 山 正 見	〃
一、九四二号	白 石 正 晴	〃
一、九四三号	亀 本 茂	〃

一 実施の目的

肝てつ症、牛肺虫症、ピロプラズマ病、ひな白痢、ニューカッスル病、マイコプラズマ病及び腐蛆病^そ予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 肝てつ検査

牛（生後三月以内のものを除く。）

2 牛肺虫検査

牛（放牧場で飼育されているものに限る。）

- 3 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
牛(生後三月以内のものを除く。)
- 4 ひな白痢検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- 5 ニューカッスル病検査
鶏
- 6 マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏並びに食鶏
- 7 腐^モ蛆病検査
みつばち
- 四 実施の期日
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで
- 五 検査及び駆除の方法
 - 1 肝てつ検査
虫卵検査
 - 2 牛肺虫検査
虫卵検査
 - 3 ピロプラズマ病検査
血液塗抹検査
 - 4 ひな白痢検査
ひな白痢急速凝集反応
 - 5 ニューカッスル病検査
臨床検査及びHI抗体検査
 - 6 マイコプラズマ病検査

- 臨床検査及び急速凝集反応
- 7 腐^モ蛆病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査
- 8 だに駆除
低毒性殺虫剤散布
- 鳥取県告示第二百二号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十一条第二項の規定に基づき、ブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。
昭和五十年三月四日
鳥取県知事 平 林 鴻 三
- 一 実施の目的
ブルセラ病及び結核病予防のため
- 二 実施する区域
県下全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛(生後三月以内のものを除く。)
- 四 実施の期日
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
 - 1 ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

2 結核病検査

ツベルクリン皮内反応

鳥取県告示第二百三十三号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十五条第四項の規定に基づき、船磯漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一日時

昭和五十年三月七日 午前十時

二 場所

気高郡気高町 気高町役場

三 開催目的

船磯漁港の漁港管理者を気高町から鳥取県に変更するため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和五十年三月六日

提出先 鳥取県農林部水産課

鳥取県告示第二百四十四号

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二十五条第四項の規定に基づき、長和瀬漁港の漁港管理者の指定の取消しについての公聴会を次のとおり開催する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一日時

昭和五十年三月七日 午前十一時

二 場所

気高郡気高町 気高町役場

三 開催目的

長和瀬漁港の漁港管理者を青谷町から鳥取県に変更するため

四 利害関係人の意見の提出期限及び提出先

提出期限 昭和五十年三月六日

提出先 鳥取県農林部水産課

鳥取県告示第二百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果、同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

加入区 漁業の区分

網代加入区 漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市伯仙土地改良区の定款の変更を昭和五十年二月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百七号

西伯町土地改良区から申請のあつた土地改良（掛長地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき昭和五十年二月二十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八号

西伯町土地改良区から申請のあつた土地改良（西伯地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき昭和五十年二月二十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九号

昭和五十年一月二十五日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（根安地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十号

昭和四十九年十二月二十九日付けで若桜町から申請のあつた土地改良（小船地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一十一号

昭和五十年二月一日付けで米子市から申請のあつた土地改良（福万地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一十二号

昭和五十年一月三十一日付けで米子市から申請のあつた土地改良（和田地区農道補装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百一十三号

昭和五十年二月十三日付けで関金町から申請のあつた土地改良（滝川地区

ほ場整備)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十四号

昭和五十年二月十三日付で日吉津村から申請のあつた土地改良(富吉地区農業用排水)事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年三月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百十五号

大鴨土地改良区から申請のあつた土地改良(中田地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月二十八日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十六号

船岡町から申請のあつた町営土地改良(福井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の第二項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十七号

鹿野町から申請のあつた町営土地改良(寺内地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年二月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月四日から用途廃止した。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市桜谷字天神木一八番一	地先	二八・三一	道路敷
鳥取市桜谷字天神木一八番一	地先	二八・一九	水路敷

鳥取県告示第二百十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月四日から用途廃止した。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百二十号

日野郡溝口町大字溝口字町裏一七七番一地先から同町大字溝口字町裏一七八番一地先まで

鳥取県告示第二百二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月四日から用途廃止した。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
日野郡溝口町大字溝口字町裏一七七番一	地先から同町大字溝口字町裏一七八番一	二七・六〇	道路敷

鳥取県告示第二百二十一号

岩美郡国府町大字宮下字河菊六〇一番地先
岩美郡国府町大字宮下字河菊六一一番地先

鳥取県告示第二百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月四日から用途廃止した。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字宮下字河菊六〇	一番地先	二一・八〇	道路敷
岩美郡国府町大字宮下字河菊六一	一番地先	二二・二三	水路敷

鳥取県告示第二百二十二号

西伯郡岸本町大字北池ノ下二〇五六番一地先

鳥取県告示第二百二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月四日から用途廃止した。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場	所	面積 (平方メートル)	用途
西伯郡岸本町大字北池ノ下二〇五六番一	地先	二一・六二	水路敷

鳥取県告示第二百二十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年三月四日から用途廃止した。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
日野郡日野町大字下榎字スミ畑一八九番地先	二六・六五	堤とう敷

鳥取県告示第二百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月鳥取県告示第二百六十九号米子境港都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 施行者の名称
米子市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三一五一八内町道笑町線
- 三 事業施行期間
昭和四十一年九月二日から昭和五十一年三月三十一日まで
- 四 事業地

変更なし

鳥取県告示第二百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十年三月四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住 所及び氏名	路道の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市西福原 三二一の四 米子開発有限会社 代表取締役 常 松 詢	米子市東福原字大向西境九 五七番の四、九五七番の四 地先農道	幅員 四メートル 延長 二八・七メートル

鳥取県告示第二百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字豊成字山王一二四〇の四、一二五八の二から一二五八の五まで

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程(昭和三十一年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は令第五十九条の四第三項」に、「若しくは」を「、又は」に改める。

第一号様式中「海川中藤井」を「海川中藤井(海川中藤井)」に改める。
第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第七条関係)」に改める。

第三号様式中「海川中藤井」を「海川中藤井(海川中藤井)」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第十条関係)」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第十一条関係)」に改める。

第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第十七条関係)」に改める。

第七号様式中「第七号様式」を「第七号様式(第十七条関係)」に改める。

第八号様式中「第八号様式」を「第八号様式(第十九条関係)」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第九号様式を次のように改める。

備考

- 1 不在者投票事務処理簿は、投票区別に調製する。
- 2 請求の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、選挙人が直接に又は郵便で請求した場合をいい、「船長」、「病院長」、「老人ホームの長」、「国立保養所の所長」、「身体障害者更生援護施設の長」、「保護施設の長」、「刑務所長」、「代用監獄の管理者」、「少年院長」又は「婦人補導院長」とあるのは、選挙人がこれらの者を通じて請求した場合をいう。
- 3 請求月日の欄には、請求を受理した月日を記載するものとする。
- 4 事由の記載例中区分欄には、法第49条第1項各号の区分又は同条第2項の区分に従い表示するものとする。
- 5 交付の方法の記載例中「直接」又は「郵便」とあるのは、市町村の選挙管理委員会の委員長が、選挙人たると船長、病院長、老人ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者更生援護施設の長、保護施設の長、刑務所長、代用監獄の管理者、少年院長又は婦人補導院長たるを問わず、これらの者に直接に交付し、又は郵便で送付した場合をいう。
- 6 「投票の有無又は投票用紙の送付若しくは送致の有無」欄中「投票の有無」とあるのは、令第56条の規定による投票の有無をいい、令第57条、第58条及び第59条の5の規定による投票の場合においては、その投票用紙の送付又は送致の有無を記載するものとする。
- 7 「投票の月日又は投票用紙の送付若しくは送致を受けた月日」の欄の記載については、6に準ずる。
- 8 備考欄には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 令第50条第5項の規定により、住所移転者から不在者投票の請求があつた場合には、当該住所移転者の住所の移転年月日及び移転先
 - イ この様式に掲げる事項のほか市町村の選挙管理委員会の委員長において不在者投票に関し必要と認めた事項

第十号様式中「第十号様式」を「第十号様式(第二十八条関係)」に改める。

第十一号様式中「第十一号様式」を「第十一号様式(第三十四条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号)第三条第三項の規定に基づき、昭和五十年四月十三日執行予定の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画に関して意見を聴くので、次のとおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求める。

昭和五十年三月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

章

期 日	場 所	選 挙 区 名	時 刻
三月十三日 (木)	米子市糀町一丁目一六〇番地 西部総合事務所第四会議室	日野郡選挙区 西伯郡選挙区 境港市選挙区 米子市選挙区	午後一時から 午後一時三十分から 午後二時から 午後二時三十分から
三月十四日 (金)	倉吉市巖城二七九番地 中部総合事務所第三会議室	気高郡選挙区 東伯郡選挙区 倉吉市選挙区	午前十時から 午前十時三十分から 午前十一時から
三月十五日 (土)	鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県議会議事堂第四委員会議室	八頭郡選挙区 岩美郡選挙区 鳥取市選挙区	午前十時三十分から 午前十一時から 午前十一時三十分から

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年三月四日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第三号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県米子警察署の項中

駅前警察官派出所

米子市弥生町
米子駅構内

米子市のうち

明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町、茶町、日野町、道笑町一、二、三、四丁目、長砂町、法勝寺町、紺屋町、東町、糀町一丁目、昭和町、陽田町、東山町

を

駅前警察官派出所

米子
米

米子市のうち

明治町、万能町、弥生町、末広町、塩町、大工町、目久美町、茶町、日野町、道笑町一、二、三、四丁目、長砂町、法勝寺町、紺屋町、東町、糀町一、二丁目、昭和町、陽田町、東山町

に、

角盤町

東福原

皆生	両三柳	東福原	角盤町
皆生	両三柳	東福原	角盤町 二丁目
皆生、上福原、東福原の一部(県道東樋口線以北)、西福原の一部(大沢川中島)	両三柳、上後藤、安倍、河崎	博労町二、三、四丁目、勝田町、車尾、東福原の一部(県道東福原樋口線以西福原の一部(大沢川以南)、観音寺)	角盤町一、二、三、四丁目、錦町一、三丁目、日ノ出町、富士見町、富士見町一、二丁目、朝日町、米原、両三柳の一部(通称三本松)、博労町一丁目、栴町二丁目

東福原	角盤町 二丁目
博労町二、三、四丁目、勝田町、車尾、東福原の一部(前地)、西福原の一部(四軒屋、上場谷)、観音寺、中島	角盤町一、二、三、四丁目、錦町一、二、三丁目、日ノ出町、富士見町、富士見町一、二丁目、朝日町、米原、両三柳の一部(通称三本松)、博労町一丁目、栴町二丁目

を

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(通称三本松を除く。)	を削る。
を除く。)、西福原の谷を除く。)	

福原以北)

尾、南寺、

二、町一、

に改め、

皆生	西福原	浜橋
皆生	西福原	両三柳(浜橋)
皆生、上福原	東福原の一部(前地一部(四軒屋、上場柳上後藤	河崎、安倍、両三

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年三月四日

鳥取県公安委員会委員長 手嶋 義之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十年三月二十日 午前十時三十分から

米子市桃町一丁目一五一番地 鳥取県米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

松江市東本町一丁目三二番地

有限会社 丸正興産

代表取締役 西 正 郎

米子市尾高町一四七番地

石原 正 信

米子市皆生二八一番地

泉 良 子

米子市上福原二〇〇二番地

益 栄 美 嗣

公 告

収用委員会の公開審理を次のとおり開催するので、公告する。

昭和50年3月4日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

1 期日

昭和50年3月8日 午後1時から

2 場所

鳥取市東品治町99-3番地 鳥取都市開発事務所会議室

3 件名

佐治村立佐治小学校建設事業及びこれに伴う附帯事業に関する権利取得裁決及び明渡裁決事案

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和50年3月4日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

1 起業者の名称

佐治村

2 事業の種類

佐治村立佐治小学校建設事業及びこれに伴う附帯事業

3 裁決手続の開始を決定した年月日

昭和50年2月22日

4 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者の氏名及び住所

所 在 地 番 地 目	土地登記簿上の地積	実測地積	裁決手続の開始を存する土地の地積	裁決手続の開始を決定する権利の種類	所有者		収用又は使用の別	備考		
					住所	氏名				
八頭郡佐治村大字福園字上へ原	48	田	297	461.38	461.38	所有権	八頭郡佐治村大字加瀬木 1,274番地	西尾正一	収用	
同	49	同上	753	523.63	523.63	同上	同上	同上	同上	
同	50	同上	152	506.35	506.35	同上	同上	同上	同上	
同	51	同上	499	552.24	552.24	同上	同上	同上	同上	

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】